

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月6日 00時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島南東方沖 神島灯台から真方位148° 6.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 27.7′ 東経137° 03.1′）
事故の概要	貨物船 ^{エステイブリス} ST BLISSは、北北東進中、また、漁船 ^{こうせい} 光盛丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年12月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ST BLISS（大韓民国籍）、1,972トン 9373113（IMO番号）、SEATRAS MARINE CO.,LTD B 漁船 光盛丸、11トン AC2-4313（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、二級航海士（商船限定）免状（大韓民国発給） 航海士A（インドネシア共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二級航海士免状（大韓民国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、法定灯火を表示し、北北東進中、航海士Aが、左舷船首方約0.5M付近で、A船の前路を横切る態勢となったB船に対して注意喚起のため昼間信号灯を照射した。 B船は、法定灯火を表示し、底びき網漁をしながら南東進中、船長Bが、船尾付近で漁獲物の選別作業を行っていた。
分析	A船は、航海士Aが、B船に対して昼間信号灯を照射したので、B船がA船の進路を避けてくれるものと思い、航行を続けたものと考えられる。 B船は、船長Bが、船尾付近で漁獲物の選別作業を行い、周囲の見張りを行っていなかったことから、船首方から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、航海士Aが、B船がA船の進路を避けてくれるものと思い、航行を続け、また、船長Bが、周囲の見張りを行っていな

	かったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時、適切な見張りを行うこと。